

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）の一部を改正する法律案について

◎現行法制定の経緯

- 昭和23年に議員立法により全会一致で成立した優生保護法(※1)に基づき、平成8年までに(※2)、約2万5千件の優生手術が実施された。
 - ※1 優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止すること等を目的として、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定
 - ※2 平成8年に同じく議員立法により、法律名を母体保護法に改正するとともに、優生手術に関する規定等を削除
- 旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成30年に「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」(超党派議連)と「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」(与党WT)が発足
- 超党派議連と与党WTとが調整の上、内容をとりまとめ
- 議員立法で、平成31年4月24日に全会一致で成立し、即日施行

◎現行法の概要

- 旧優生保護法の下、多くの者が優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに鑑み、優生手術等を受けた者に対して一時金(320万円)を支給
- 一時金の支給は、請求に基づいて国(内閣総理大臣)が行うこととし、内閣総理大臣は、原則として、認定審査会の審査結果に基づきその受給権の認定を行う(※3)
 - ※3 令和5年12月末時点で請求件数は1,285件、認定件数は1,084件

◎改正法案の内容

- 一時金の請求期限が、令和6年4月23日(法施行日から5年を経過する日)までとなっているところ、これを5年延長し、令和11年4月23日(法施行日から10年を経過する日)までとするもの
- 公布の日から施行